平成２２年（フ）第２２５号
鳥取県米子市皆生６丁目４番26号
債務者　中西　　縫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２２６号
鳥取県米子市皆生６丁目４番26号
債務者　中西　和雄
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５１号
広島県三原市本郷南５丁目13番10号
債務者　突田　伸二
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
広島県尾道市御調町市73番地１
債務者　樹山由美子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４００号
徳島県徳島市西須賀町下中須30番地の20
債務者　松岡　直幸
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５００号
徳島市蔵本元町３丁目４　宮城荘
債務者　小栗　　博
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０１号
徳島県徳島市北矢三町２丁目２番53―206号
債務者　岩井　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１０号
徳島県阿波市阿波町丸山93番地25
債務者　青山　光男
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１１号
徳島県阿波市阿波町丸山93番地25
債務者　青山　明子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２５号
徳島県吉野川市鴨島町上浦1350番地４　サンコーポラス鴨島１号棟106号室
債務者　寺田　勝明
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２６号
徳島県吉野川市鴨島町上浦1350番地４　サンコーポラス鴨島１号棟106号室
債務者　寺田　幾恵
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２３号
愛媛県上浮穴郡久万高原町笠方3300番地
債務者　近藤　信茂
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６２８号
愛媛県松山市北久米町５番地１　ファインステージ浅井201号
債務者　宮崎　俊二
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６３０号
愛媛県松山市中村５丁目８番11号　ネオハイツ南松山223号
債務者　西田美惠子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地１棟134号
債務者　原田　彩子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１７５号
福岡県飯塚市枝国363番地２
債務者　関　　浩隆
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１００号
福岡県柳川市本町130番地22
債務者　西村　陽一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係